

議案第 1 1 号

安中市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
について

安中市職員の特務手当に関する条例を次のように改正する。

令和 6 年 2 月 2 7 日 提出

安中市長 岩 井 均

安中市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

安中市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年安中市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

看護師等処遇改善手当	月 12,000円以内で規則に定める額	看護業務に従事する病院看護師及び准看護師
------------	---------------------	----------------------

」を

「

看護師等処遇改善手当	月 12,000円以内で規則に定める額	看護業務に従事する病院看護師及び准看護師
看護補助者処遇改善手当	月 6,000円以内で規則に定める額	看護補助業務に従事する病院看護補助者。ただし、通所リハビリテーションに勤務する職員を除く。

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の安中市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和6年2月1日から適用する。